

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………一
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………一
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域(二件)……………一
- ………(同)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 海上公園計画の変更の概要……………三
- ………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………三
- 東京港湾計画の変更の概要……………四
- ………(港湾局港湾整備部計画課)……………四
- パーキング・メーターの作動及びパーキング・チケットの発給に伴う手数料の徴収委託……………四
- ………(警視庁)……………四
- 指定納付受託者の指定……………五
- ………(同)……………五
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………五
- ………(同)……………五
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………五
- ………(同)……………五
- 技能検定員審査の実施……………五
- ………(同)……………五

告示 (内水漁管)

告示 (議)

- 奥多摩湖における禁漁区域及び禁漁期間……………六
- 東京都議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正……………七

公告

- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に伴う縦覧……………七
- ………(環境局自然環境部計画課)……………七

正誤

- 令和八年三月二日付東京都告示第二百十二号……………八

告示

東京都告示第七百五十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和八年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

東京都告示第七百五十一号

平成二十九年東京都告示第八百十六号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

北区桐ヶ丘一丁目六百九十六番一、同
番三から同番六まで、八百七十九番五、
千四十四番三、千四十五番一の一部、
同番六、同番七、同番九から同番十三
まで、千四十六番二、同番四、同番五、
千五十四番二、千八十二番一、千八十
四番五、千八十七番一、千八十八番三、
同番四、千九十二番、千九十八番一の
一部、同番十四、同番二十、千二百二
番一、千八百八十三番三、同番四、千二百
十番二、千二百一十一番二から同番五ま
で、千二百十三番二、同番四、千二百
十五番一から同番四まで、千三百二十
番一、同番十一から同番十三まで、同
番十五から同番十七まで、同番十九、
同番二十九から同番三十一まで、千三
百七十三番三、千三百八十一番十、千
四百四十六番六十八から同番七十五ま
で、桐ヶ丘二丁目六百三十九番二、同
番三、六百五十番一、赤羽台三丁目六
百三十九番一、同番五の一部、六百五
十番四、同番五、八百七十九番一の一
部、同番二から同番四まで、同番五の
一部、千八百八十番五、同番七から同番
九まで、同番十四、千二百一十一番一
の一部及び赤羽北三丁目千五百五十五番一

東京都告示第七百五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等をおり告示し、縦覧に供する。

令和八年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

北区桐ヶ丘一丁目六百九十六番一の一部、千四十四番三並びに千四十五番一、同番九、同番十一及び千四十六番二の各一部、千五十四番二、千八十二番一、千八十四番五、千八十七番一、千八十八番三、同番四、千九十二番、千九十八番一の一部、同番十四、同番二十、千二百二番一、千三百二十番一、同番十、同番十五から同番十七まで、同番十九、同番二十九から同番三十一まで、同番三十三、同番三十四の一部、千三百七十三番三の一部、千三百八十一番十並びに赤羽北三丁目千五十五番一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

北区桐ヶ丘一丁目六百九十六番四、同番五、八百七十九番五、千四十五番一の一部、同番六、同番七、同番九の一部、同番十、同番十一の一部、

千四十六番四、同番五、千八百三十三番三、同番四、千二百十番二、千二百一十一番二から同番五まで、千二百一十三番二、同番四、千二百十五番一から同番四まで、千三百二十番十一から同番十三まで、同番三十六、千四百四十六番六十八から同番七十五まで、桐ヶ丘二丁目六百三十九番二、同番三、六百五十番一、赤羽台三丁目六百三十九番一、同番五の一部、六百五十番四、同番五、八百七十九番一の一部、同番二から同番四まで、同番五の一部、千八百八十五番五、同番七、同番八の一部、同番九及び千二百一十一番一の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百五十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

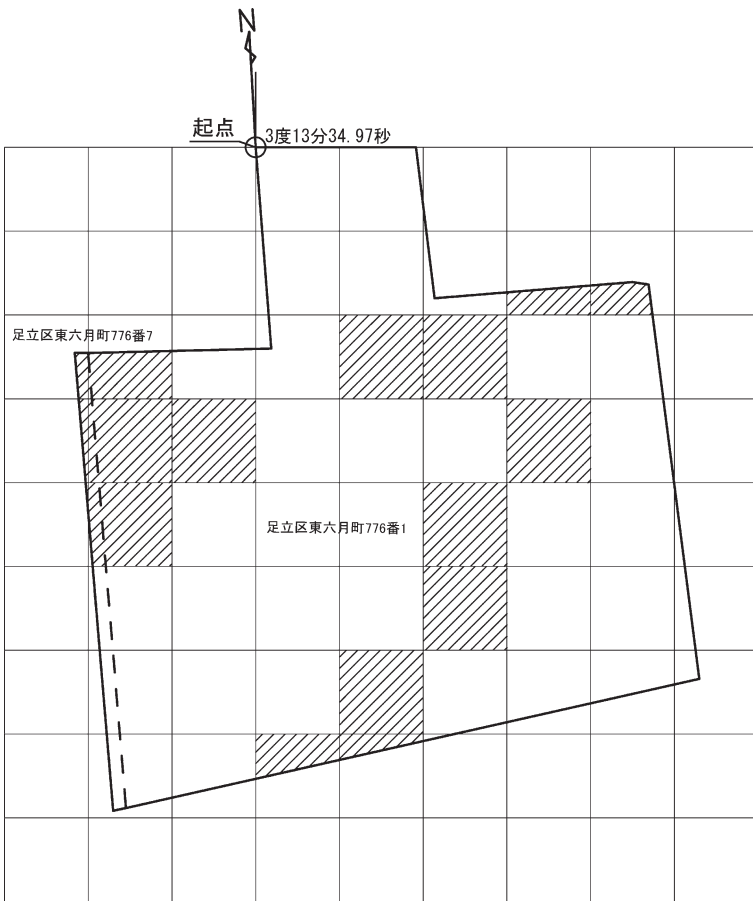
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり(足立区東六月町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 調査対象区域 (敷地境界)
- - 番境界
- 単位区画
- //// 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、座標(X,Y)=(-23668.824,-2716.618)とする。
 ※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(3度13分34.97秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百五十五号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)第六條第四項の規定により、東京都海上公園計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和八年六月十二日

東京都知事 小池百合子

廃止する計画

一 京浜島ふ頭公園計画

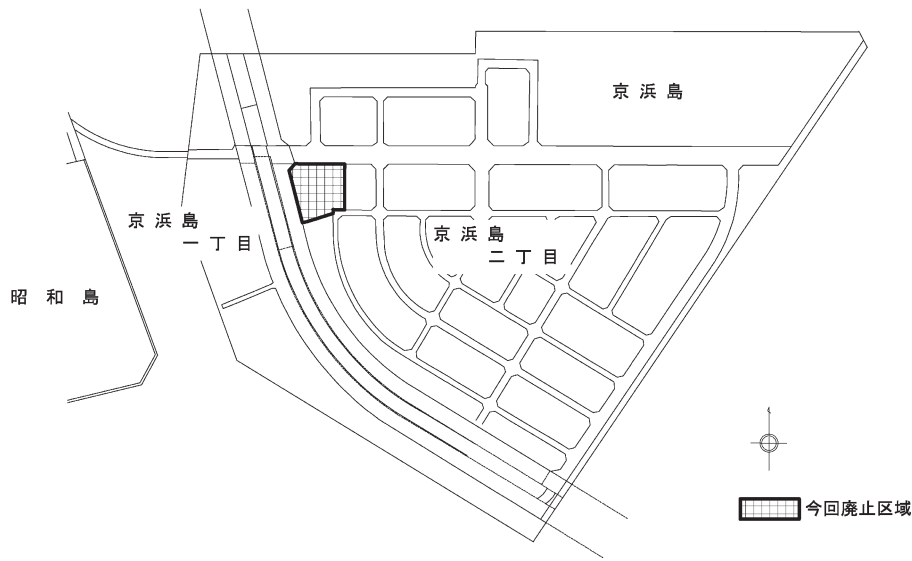
(一) 海上公園の種類

(二) 所在地 大田区京浜島二丁目

(三) 区域 別図のとおり

(四) 面積 一・三ヘクタール(陸域一・三ヘクタール)

別図 京浜島心頭公園



●東京都告示第七百五十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の第三十一項の規定に基づき、東京港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

なお、令和五年東京都告示第千二百二十九号によりその概要を告示した東京港港湾計画について変更したものである。

令和八年六月十二日

東京港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 港湾の環境の整備及び保全

(一) 既設の変更事項

ア 港湾環境整備施設計画

地区名 施設種別

南部 緑地

面積（ヘクタール）
九七

二 土地造成及び土地利用計画

(一) 土地利用計画

地区名 用途

南部

埠頭用地

港湾関連用地

工業用地

都市機能用地

交通機能用地

緑地

廃棄物処理施設用地

面積（ヘクタール）
一五八
二三〇
一二六
一五一
二八七
一五〇
三七

三 港湾計画の縦覧の場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階
東京都港湾局港湾整備部計画課

●東京都告示第七百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の第二項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

指定公金事務取扱者の名称及び所在地

指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容
指定日及び委託日

一般財団法人東京都交通安全協会
中野区弥生町二丁目四番十号
道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四十九条第一項のパーキング・メーターを制作させようとする者及び同項のパーキング・チケット発給設備からパーキング・チケットの発給を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務
令和八年四月一日

株式会社GFM
愛知県弥富市鯛浦町南前新田五十六番地三
株式会社アネシス
同右
同右

千代田区神田小川
町三丁目三番地

●東京都告示第七百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定納付受託者の名称及び所在地
タイムズ24株式会社
品川区西五反田二丁目二十番四号
- 二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四十九条
第一項のパーキング・チケット発給設備からパーキング
・チケットの発給を受けようとする者から徴収する手数料であつて、キャッシュレス決済によるもの
- 三 指定日
令和八年四月一日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和八年六月十二日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称	所 在 地
アライブ浜田山	杉並区高井戸東四丁目二十七番一号
そんぽの家S板橋若木	板橋区若木三丁目三番一七号
そんぽの家葛西	江戸川区東葛西五丁目三十三番七号

●東京都選挙管理委員会告示第八十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和八年六月十二日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称	所 在 地
万世敬老園	昭島市中神町千二百六十番地

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第212号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定に

より次のとおり告示する。

令和8年6月12日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明
記

- 1 審査の種類
普通自動車免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
普通自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証(以下「免許証」という。)又は当該運転免許に係る特定免許情報記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。
- 3 審査項目及び審査細目
(1) 技能検定に関する技能
ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
(2) 技能検定に関する知識
ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の28第4項に規定する教則の内容となつてゐる事項
イ 自動車教習所に関する法令についての知識
ウ 技能検定の実施に関する知識
エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
- 4 審査細目の免除
規則第17条第1項各号若しくは第2項各号又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者
- 5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和8年7月13日（月曜日）から同月17日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

(2) 受付日時

令和8年6月25日（木曜日）及び同月26日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和8年6月15日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。

ること。

7 審査手数料

19,800円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード
イ 筆記用具

(ア) 黒色又は青色のボールペン

(イ) 赤色のボールペン

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一條第四項の規定に基づき、奥多摩湖の次の区域における魚類の採捕を禁止する。

令和八年六月十二日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

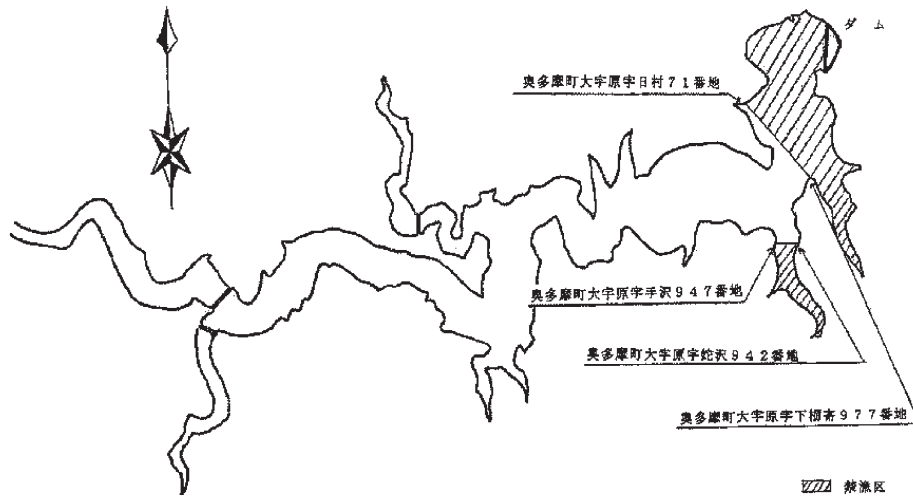
一 禁漁区域

西多摩郡奥多摩町大字原字日村七十一番地地先禁漁区標識と対岸の同町大字原字下柘寄九百七十七番地地先禁漁区標識とを結んだ線からえん堤に至る間の一帯をなす水域西多摩郡奥多摩町大字原字蛇沢九百四十二番地地先禁漁区標識と対岸の同町大字原字手沢九百四十七番地地先禁漁区標識とを結んだ線から蛇沢に至る間の一帯をなす水域次図表示のとおり

二 禁漁期間

令和八年六月十四日から令和十一年六月十三日までとする。

奥多摩湖禁漁区域略図



告示 (議)

●東京都議会議長告示第四号

東京都議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程（令和七年東京都議会議長告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十二日

東京都議会議長 増子博樹

第三条第五号中「第十九条の四第一項第五号」を「第十九条の四第一項第四号」に改め、同条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

附則

この告示は、令和八年六月十四日から施行する。ただし、第三条第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

公 告

鳥獣保護区特別保護地区の指定に伴う縦覧について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九條第一項の規定により特別保護地区を指定する予定であるので、同条第四項において準用する法第二十八條第四項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年六月十二日

東京都知事 小池百合子

- 一 特別保護地区の名称
- 村山山口鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

東京都西多摩郡瑞穂町及び武蔵村山市所在、東京都水道局山口貯水池用地一円の区域

三 特別保護地区の存続期間

令和八年十一月一日から令和二十八年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、西多摩郡瑞穂町及び武蔵村山市にまたがる狭山丘陵地帯に位置しており、東京都水道局山口貯水池に隣接する貯水池林である。一帯は、アカマツ、ヒノキ、スギ等の針葉樹林とコナラ、ネコシデ、エゴノキ等の広葉樹林で構成されており、多種多様な野鳥及び獣が生息している。この中には、絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において、国内希少野生動物種として指定されているハヤブサも確認されている。

当該地域は、昭和四十四年に特別保護地区として指定されており、引き続き良好な鳥獣の生息環境を保全するため、法第二十九條第一項に基づく特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息地の保護を図るものである。

五 縦覧場所等

(一) 期間

令和八年六月十二日から同月二十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 東京都環境局自然環境部計画課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

イ 東京都多摩環境事務所自然環境課

立川市錦町四丁目六番三号 立川合同庁舎三階

正 誤

○令和八年三月二日付東京都告示第二百十二号

ページ一段一行一 誤 一 正

一一上 三 第三條の三第九 第三條の三第十

一項 一項

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙の3割以上をリサイクルしています。